

# 北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託 仕 様 書

業 務 名 : 北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託

対 象 地 区 : 北谷町一円（別紙 一般図のとおり）

履 行 期 間 : 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

## 第 1 章 総 則

### （目的）

第 1 条 上下水道事業においては、全国的に老朽化した施設が増大していることに伴い、維持管理や改築に係る費用が増加している。また、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員不足も課題となっている。

北谷町においても、同様の状況にあることから、効率的で健全な事業経営や執行体制の確保に向けた様々な取り組みが必要不可欠となっている。

このような状況下における解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（P P P / P F I 手法）の活用が求められている。特に、国の P P P / P F I 推進アクションプランでは、上水道、工業用水道、下水道の分野において「ウォーター P P P」の推進が強く求められている。

本業務は、本町の上下水道施設および事業運営に関して、現状を踏まえた課題を整理するとともに、官民連携における基本方針を検討するものである。

### （関係法令等の遵守）

第 2 条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。

（１）北谷町の諸規則

（２）その他関係法令並びに規定

### （関係書類の提出）

第 3 条 受注者は、契約締結後 7 日以内に着手届、管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届、技術員名簿、経歴書、その他発注者が必要とする書類を提出するものとする。

### （配置予定技術者）

第 4 条 本業務の管理技術者及び主たる担当技術者は、業務の特殊性を考慮し、以下に示す同種又は類似業務の実績を有する者としなければならない。また、受注者は成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者を定めなければならない。

同種業務：ウォーター P P P 基礎調査業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）

類似業務：P P P / P F I 導入検討業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）

(打合せ等)

第5条 本業務の実施にあたっては業務工程表に従って行い、受注者は事前に十分発注者と打合せを行い、手戻りが生じないように努めなければならない。また、業務打合せにおいて発注者と受注者で協議した内容について、受注者にて打合せ記録簿を作成し、発注者へ提出確認を行った後、相互に保管するものとする。

(業務計画)

第6条 受注者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、発注者と協議しなければならない。

(疑義)

第7条 受注者は、本業務の実施中に疑義を生じた場合は速やかに発注者と協議し、その結果、後日疑義が生じないように記録を整備しておくものとする。

(委託業務実績データ作成・登録)

第8条 契約金額が100万円以上の業務において、受注者は、契約時又は完了時及び変更・訂正時に技術コンサルティング記録情報システム（TECRIS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを調査職員に提出しなければならない。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、完成後10日以内とする。

(3) 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たなかった場合は、変更時の提出時を省略できるものとする。

(資料の作成及び諸手続き)

第9条 受注者は、関係官公庁及びその他関係機関との協議、または諸手続に必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに対処すること。

(土地の立ち入り)

第10条 本業務のための土地の立ち入りにあたっては、作業員は身分証明書を携帯すること。なお、関係権利者に損害を与えた場合においては、受注者がその賠償の責を負うものとする。

(資料の貸与)

第11条 本作業に必要な関係資料は、受注者からの請求に基づき貸与する。ただし、貸与した資料は、発注者の承諾を得ずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

第12条 本業務は成果品の検査の合格を持って完了とする。ただし、完了後であっても誤りを発見したときは、修正又は再作業を行うものとする。

第13条 成果品は全て発注者の所有とし、承諾を得ずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

第14条 本業務の対象範囲及び対象施設は以下のとおりとする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| ① 汚水ポンプ場    | : 3箇所   |
| ② マンホールポンプ場 | : 11箇所  |
| ③ 汚水管渠      | : 約98km |
| ④ 雨水管渠      | : 約31km |

第15条 本業務の内容は以下のとおりとする。

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は主な資料であり、その他の資料については発注者と協議調整の上決定する。

- ・水道事業ビジョン
- ・水道事業アセットマネジメント計画

- ・水道事業経営戦略計画
  - ・水道施設整備長期構想
  - ・水道事業認可計画
  - ・水道耐震化計画
  - ・下水道全体計画
  - ・下水道法事業計画
  - ・ストックマネジメント計画
  - ・下水道事業経営戦略
  - ・耐水化計画
- 等

## (2) 維持管理及び建設改良資料の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は主な資料であるため、発注者と協議調整の上決定する。

- ①現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ②管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ③管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ④配水池、ポンプ場の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ⑤配水池、ポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ⑥その他業務遂行上必要となる資料

## 2. 現状把握・課題整理

### 2. 1 既存計画の把握と課題整理

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

### 2. 2 施設の維持管理状況の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

### 2. 3 業務執行体制の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、本町の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

## 2. 4 関係者へのヒアリング

町で認識する現在の上下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課へヒアリングを行い、その結果を整理する。また、必要に応じて現在本町の上下水道事業に従事する既存民間事業者へのヒアリングを実施する。

## 2. 5 課題の取りまとめ

2. 1～2. 4で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

## 3. 官民連携事業における基本方針の検討

### 3. 1 官民連携事業の整理

本町の上下水道事業において、ウォーターPPPをはじめとした官民連携の適応性を検討するため、上下水道事業における官民連携の事例を整理する。また、この中で本町の上下水道事業に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

### 3. 2 事業範囲の設定

上記の官民連携事業の整理の中から本町の上下水道事業で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーターPPPの可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。また、事業範囲に関しては、複数案を設定し、今後の導入可能性調査の実施検討において活用できるような基礎資料として整理すること。なお、事業範囲については、概略検討のため、最終的に確定させるものではないが、今後の導入可能性調査の実施検討において、最有力となる事業範囲を設定する。

### 3. 3 官民連携事業に対する概略評価

上記の検討結果を踏まえ、官民連携事業の判断基準となる概略のコスト比較を行うものとする。なお、概略検討のため、これまでの実績等を勘案し、検討を行うものとする。

#### (1) 従来方式の事業費の算定

従来方式の事業手法として「官」が実施した場合の設計費、建設費等を算出するものとする。なお、維持管理費は現在の委託費等を勘案した費用とする。

#### (2) 官民連携事業費の算定

官民連携事業手法をもとに、民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行うものとする。

#### (3) コスト比較

従来方式の事業費と官民連携方式の事業費の比較検討を行うものとする。

※（１）から（３）については、管渠に関する改築更新時における補助金（交付金）の適用時・未適用時のシナリオについても検討するものとする。

### ３．４ 総合評価

概略評価を踏まえ、官民連携事業において想定される経済性以外のメリットやデメリットについても抽出、整理し、総合的な評価を行うものとする。

### ４． 照査

業務を執行する上で、技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

### ５． 報告書作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書及び参考資料等の取りまとめを行う。なお、報告書作成にあたっては、庁内説明等に必要な概要版を作成する。

### ６． 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間（２回）、完了時の合計４回程度とする。また、発注者及び受注者協議の上、必要に応じて補足的な協議を行うものとする。

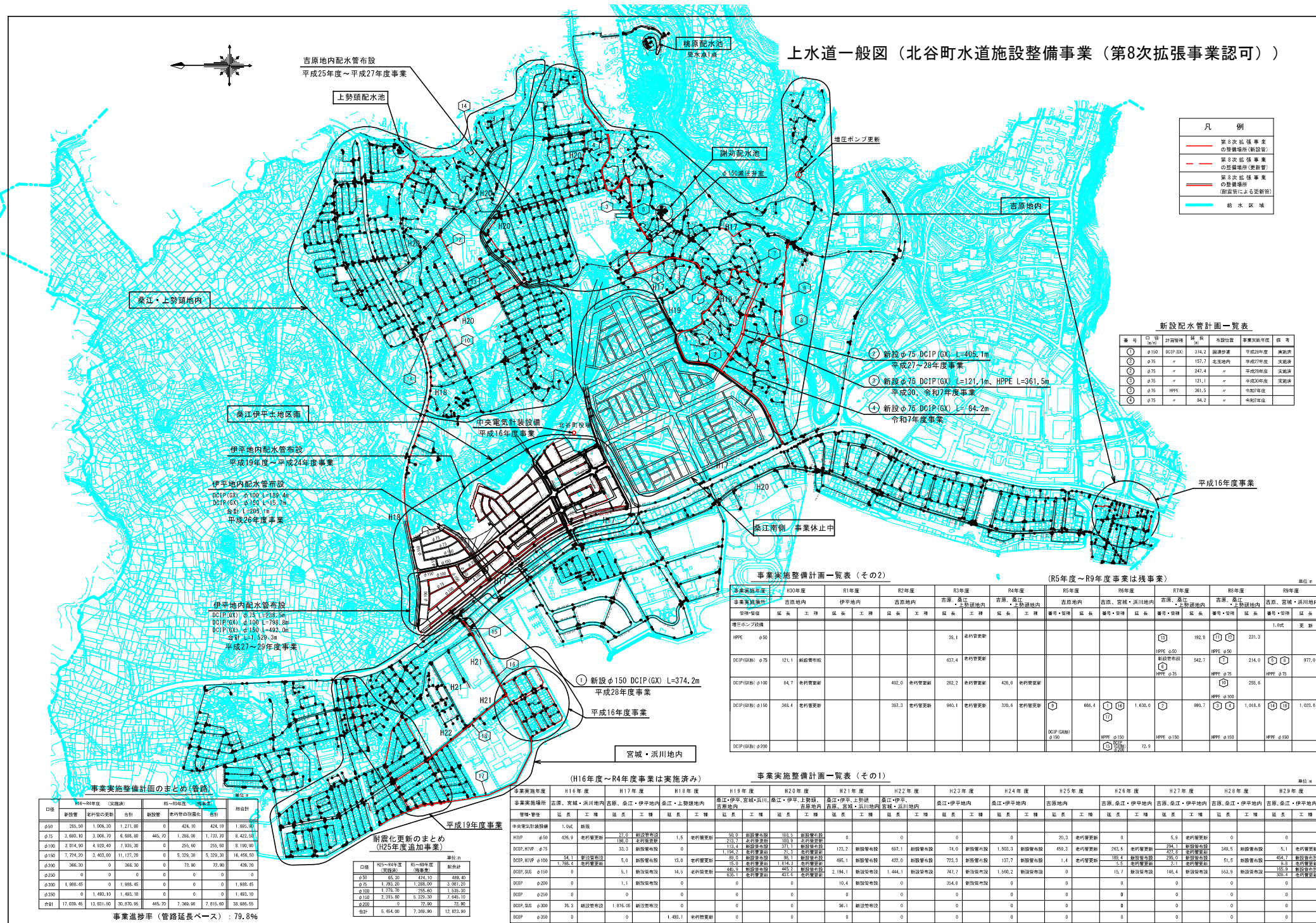
（成果品）

第１６条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

|                |     |         |
|----------------|-----|---------|
| （１）報 告 書       | ２ 部 | A ４ 版製本 |
| （２）報 告 書 概 要 版 | ２ 部 | A ４ 版製本 |
| （３）参 考 資 料     | ２ 部 | A ４ 版製本 |
| （４）議 事 録       | ２ 部 | A ４ 版製本 |
| （５）電 子 成 果     | １ 部 | C D－R   |

（その他）

第１７条 本業務は、基礎調査業務であるため、受託者は官民連携事業における事業者となることを妨げるものではない。また、本業務成果は、全て開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。



| 口種      | 期8-10年度 (国産品) |           | 期1-6年度の国産品 |          | 合計       |
|---------|---------------|-----------|------------|----------|----------|
|         | 数量            | 平均単価の算出数  | 数量         | 平均単価の算出数 |          |
| 0-50    | 265,530       | 1,006.30  | 1,271.08   | 0        | 1,006.30 |
| 51-100  | 3,640.10      | 3,008.70  | 6,688.80   | 445.70   | 1,288.00 |
| 101-150 | 3,014.90      | 4,500.70  | 7,935.30   | 0        | 255.60   |
| 151-200 | 7,774.20      | 3,402.00  | 11,127.20  | 0        | 5,328.30 |
| 201-250 | 366.30        | 0         | 366.30     | 0        | 72.90    |
| 251-300 | 0             | 0         | 0          | 0        | 0        |
| 301-350 | 1,988.45      | 0         | 1,988.45   | 0        | 1,988.45 |
| 351-400 | 0             | 1,480.10  | 1,480.10   | 0        | 0        |
| 合計      | 17,038.46     | 13,811.00 | 30,870.96  | 445.70   | 7,269.90 |

下水道計画一般図（汚水）

S=1/10,000

カデナチョウ  
KADENACYOU

オキナワシ  
OKINAWA SI

チヤンヤウ  
CYATANGYOU

キタナカグスク  
KITANAKAGUSUKUSON

ギンワシ  
GINOWANSI

凡例

● 飲食環境点検マンホール：27箇所

凡例

- 行政区域界
- 市街化区域界
- 下水道全体計画区域界
- 事業計画区域界
- 処理分区界
- 汚水幹線管渠（自然流下）
- 汚水幹線管渠（圧送管）
- 汚水中継ポンプ場
- 下水道全体計画面積  
A=7.5ha
- 下水道事業計画面積  
A=7.5ha
- 流域下水道幹線
- 接続点番号

| 吉原処理分区   |    |        |
|----------|----|--------|
| 処理分区名    | 番号 | 面積(ha) |
| 吉原第1処理分区 | ①  | 0.3    |
| " 2 "    | ②  | 0.1    |
| " 3 "    | ③  | 4.7    |
| " 4 "    | ④  | 3.4    |
| " 5 "    | ⑤  | 3.8    |
| " 6 "    | ⑥  | 0.1    |
| " 7 "    | ⑦  | 0.1    |
| " 8 "    | ⑧  | 0.8    |
| " 9 "    | ⑨  | 1.1    |
| " 10 "   | ⑩  | 1.1    |
| " 11 "   | ⑪  | 2.2    |
| " 12 "   | ⑫  | 3.8    |
| " 13 "   | ⑬  | 0.3    |

| 北谷町公共下水道事業   |                  | 1           |
|--------------|------------------|-------------|
| 下水道計画一般図（汚水） |                  | 2           |
|              |                  | 縮尺 1:10,000 |
| 北谷町役場        | 株式会社 極東技工コンサルタント | 令和 4年 9月    |
| 承認           | 計画               |             |

下水道計画一般図（雨水）

S=1/10,000

カデナチョウ  
嘉手納町  
KADENACYOU



ヒガシシナカイ  
東支那海  
HIGASISINAKAI

オキナワシ  
沖縄市  
OKINAWASHI

キヤタンチョウ  
北谷町  
KITAKYŪCHŌ

キタナカグスクソン  
北中城村  
KITANAKAGUSUKUSON

ギノウアンシ  
宜野湾市  
GINOWANSI

| 凡 例 |            |
|-----|------------|
|     | 行政区域界      |
|     | 市街化区域界     |
|     | 下水道全体計画区域界 |
|     | 事業計画区域界    |
|     | 排水区域界      |
|     | 流入区域界      |
|     | 雨水幹線管渠     |
|     | 吐口名称       |
|     | 下水道全体計画面積  |
|     | 下水道事業計画面積  |

|              |    |                  |
|--------------|----|------------------|
| 北谷町公共下水道事業   |    | 2                |
| 下水道計画一般図（雨水） |    | 2                |
| 北谷町役場        |    | 株式会社 極東技工コンサルタント |
| 承認           | 計画 | 令和4年7月           |